

令和8年度愛西市会計年度任用職員登録者募集要項

1 募集職種、応募資格、業務内容、勤務時間、報酬

職 種	応 募 資 格	業 務 内 容	勤 務 時 間	報 酬
一般事務職	高校卒業以上の方	事務補助（配属先により異なります）	原則、祝日を除く月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分のうち、6時間（休憩時間は1時間）	時給1,299円 ～ 時給1,321円
保育士	保育士の資格を持ち、都道府県知事の登録を受けている方（採用までに登録見込みの方を含む）	乳幼児の保育	祝日を除く月曜日～土曜日のうち、希望する勤務時間・勤務日数に対応	時給1,299円 ～ 時給1,518円
歯科衛生士	歯科衛生士の資格を持つ方	母子衛生・健康増進事業に関する歯科衛生士業務	祝日を除く月曜日～金曜日の内、希望する勤務時間・勤務日数に対応	時給1,299円 ～ 時給1,605円
療育指導員	保育士、社会福祉士、小学校教諭免許（専修・1種・2種）のうち、いずれかの資格を持つ方	心身の発達やことばがゆっくりと思われる幼児及び保護者の療育の補助	祝日を除く月曜日～金曜日の内、希望する勤務時間・勤務日数に対応	時給1,299円 ～ 時給1,518円
特別支援教育支援員	特別支援教育に理解がある方	特別支援学級に在籍する児童生徒の支援	原則、祝日を除く月曜日～金曜日 ただし、土・日曜日に学校行事等で勤務の場合あり	時給1,299円 ～ 時給1,436円
その他	次の職種の登録者も募集します。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・管理栄養士 ・臨床心理士 ・正看護師、准看護師 		<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子自立支援員 ・生活保護就労支援員 ・介護認定調査員 ・生活支援コーディネーター 	

<ul style="list-style-type: none"> ・医療事務 ・介護支援専門員 ・手話通訳者 ・小中学校非常勤講師 ・教育支援室指導員 ・用務員 ・確定申告受付事務 ・地域連携推進マネージャー ・子育て支援補助員 ・放課後児童支援員 ・児童厚生員 ・技術指導員 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員 ・地域安全相談員 ・徴収嘱託員 ・徴収指導員 ・旅券発給業務専門員 ・スクールバス運転手 ・学校給食配送員 ・公用車運転手 ・地方公営企業会計指導員 ・校務支援員 ・部活動指導員 ・スクールソーシャルワーカー
--	--

※報酬額は、給与改定などにより変更になる場合があります。

○ 次の(ア)～(ウ)に該当する人は登録できません。

(ア) 禁錮^{きんこ}以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 愛西市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 勤務条件、休暇等

任用期間 会計年度内(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)の最大1年間

通勤手当 通勤距離が片道2km以上の場合は支給(自動車通勤等)

期末手当 任期が6か月以上かつ1週間の勤務時間が15時間30分以上となる場合は支給

勤勉手当 任期が6か月以上かつ1週間の勤務時間が15時間30分以上となる場合は支給

有給休暇 あり

駐車場利用料 自動車通勤の方は徴収

社会保険・雇用保険・労災保険等 勤務条件に応じて加入あり

3 登録方法

・あいち電子申請・届出システムによる登録

愛西市ホームページ掲載のあいち電子申請・届出システムを利用して登録してください。

※顔写真は6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きの写真を添付してください。

○やむを得ない理由で、あいち電子申請・届出システムによる登録ができない方は、以下の方法で登録してください。

・愛西市会計年度任用職員登録申込書の提出による登録

愛西市会計年度任用職員登録申込書(所定用紙)に必要事項を記入の上、愛西市人事課まで提出してください。

※愛西市会計年度任用職員登録申込書は、愛西市ホームページからダウンロードできます。

※郵送による提出も可能です。

※顔写真については上記記載のとおりです。

4 登録期間

登録日から令和9年3月31日まで

5 採用について

- (1) 随時登録者の中から条件のあった方へ各採用担当から連絡します。その後、選考を行い採否を決定します。
- (2) 職種により報酬単価の範囲内で学歴及び経験加算があります。
- (3) こどもと接する業務に従事する職種については、特定性犯罪の前科がある場合は採用しません。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は、こども性暴力防止法を確認してください。

6 その他

- (1) こどもに関わる職種を希望される方は、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、こどもと接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ採用選考過程において、申込システムにより特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- (2) 提出書類の記入内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用を取り消します。
- (3) 提出された書類等はお返しいたしません。

7 申し込み・問い合わせ先

〒496-8555

愛西市稲葉町米野308番地

愛西市役所 企画政策部人事課

電話 0567-55-7134（ダイヤルイン）

0567-26-8111（代表）